



短期滞在者免税とは

第256回

島村さん：みらい先生こんにちは。今度、当社のタイ子会社が現地に工場を建設することになり、その現場指揮を執るためタイへ出張することになりました。期間は4カ月の予定です。その間の私の給料に対する税金で注意すべきことはありますか？

みらい：タイ出張中の島村さんの給料は、本社(親会社)と子会社のどちらが負担するのですか？

島村さん：今まで通り本社が負担すると聞いています。

みらい：それでしたら、「短期滞在者免税」の適用を受けられる可能性がありますね。

島村さん：「短期滞在者免税」とは、何でしょうか？

みらい：国際税務の基本的な考え方として、給与所得に対する課税権は、実際に勤務を行う勤務地国(源泉地国)にあるとされていますが、勤務地国(源泉地国)での滞在日数が短期間であれば、その期間の給料について勤務地国(源泉地国)では課税しないという制度です。具体的な要件などは租税条約に定められています。

島村さん：一定の要件を満たせば、タイでの課税はなくて、日本だけの課税になるということでしょうか？

みらい：その通りです。

島村さん：「短期滞在者免税」が適用されるための要件はどのようなものでしょうか？

みらい：ポイントは3つあり、そのすべてを満たす必要があります。第一は、滞在期間に関するものです。この要件は国によって若干異なっているので注意が必要ですが、島村さんの出張先のタイであれば、今年中(1月から12月)の滞在期間が180日を超えないこととされています。なお、この滞在期間は、多くの国は183日と定めているので、「短期滞在者免税」は一般的には「183日ルール」とも呼ばれています。

島村さん：なるほど、出張先によって日数が変わるので注意が必要ですね。

みらい：第二の要件は給料が全額日本法人から支払

われているということです。

島村さん：子会社から現地での手当等が支給されてしまうと、この要件を満たさないということですね。

みらい：その通りです。第三の要件は、本社が支払った給料を子会社で負担しないということです。本社が島村さんに給料を支払ったあと、その分を子会社に負担させてはダメということです。

島村さん：分かりました。ありがとうございます。なお、出張期間は4カ月の予定ですが、作業の進捗状況によっては延長の可能性があると言われていました。その場合はどうなりますか？

みらい：仮に滞在期間が延長されて、180日を超えてしまう場合には、短期滞在者免税の要件を満たさなくなるので、当初の期間からタイで課税されることとなります。

島村さん：当初の期間は日本で課税されていますよね？日本とタイの両方で課税されることになりませんか？

みらい：その場合には、外国税額控除という制度を使って二重に課税されないようにするという方法があります。

島村さん：そうですか。安心しました。

みらい：租税条約に則った手続きが必要になりますが、現地の担当者に確認して貰えばいいでしょう。それでは、タイでのお仕事頑張って下さい。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都千代田区・国内9拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/